

株式移転に関する事後開示書面

(会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号
並びに会社法施行規則第210条に基づく開示書類)

2026年4月1日

GMSグループ株式会社

日精樹脂工業株式会社

TOYOイノベックス株式会社

2026年4月1日

東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル8階
GMSグループ株式会社
代表取締役会長CEO 依田 穂積
代表取締役社長COO 田畑 禎章

長野県埴科郡坂城町大字南条2110番地
日精樹脂工業株式会社
代表取締役社長 依田 穂積

兵庫県明石市二見町福里字西之山523番の1
TOYOイノベックス株式会社
代表取締役社長 田畑 禎章

株式移転に関する事後開示事項

日精樹脂工業株式会社（以下「日精樹脂工業」といいます。）及びTOYOイノベックス株式会社（以下「TOYOイノベックス」といい、日精樹脂工業とTOYOイノベックスを総称して「両社」といいます。）は、2026年1月30日開催の両社の臨時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2026年4月1日（以下「効力発生日」といいます。）付で、両社を株式移転完全子会社とし、GMSグループ株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を実施いたしました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 本株式移転が効力を生じた日（会社法施行規則第210条第1号）
2026年4月1日
2. 株式移転完全子会社における会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第210条第2号）
両社のいずれにおいても、会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求を行った株主はありませんでした。
3. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定によ

る手続の経過（会社法施行規則第 210 条第 3 号）

(1) 会社法第 806 条の規定による手続の経過

① 日精樹脂工業

日精樹脂工業は、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2026 年 1 月 30 日付で、日精樹脂工業の株主に対し、本株式移転を実施する旨、TOYO イノベックス及び共同持株会社の商号及び住所並びに買取口座を、電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第 806 条第 1 項の規定により株式買取請求をした株主はありませんでした。

② TOYO イノベックス

TOYO イノベックスは、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2026 年 1 月 30 日付で、TOYO イノベックスの株主に対し、本株式移転を実施する旨、日精樹脂工業及び共同持株会社の商号及び住所並びに買取口座を、電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第 806 条第 1 項の規定により株式買取請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第 808 条の規定による手続の経過

① 日精樹脂工業

日精樹脂工業は、会社法第 808 条第 3 項第 3 号イ及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 183 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2026 年 1 月 30 日付で、日精樹脂工業の新株予約権者に対し、本株式移転を実施する旨、TOYO イノベックス及び共同持株会社の商号及び住所並びに買取口座を、電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第 808 条第 1 項の規定により新株予約権買取請求をした新株予約権者はありませんでした。

② TOYO イノベックス

該当事項はありません。

(3) 会社法第 810 条の規定による手続の経過

両社のいずれにおいても該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 210 条第 4 号）

本株式移転によって共同持株会社に移転した日精樹脂工業の普通株式の数は、

19,826,345株、TOYOイノベックスの普通株式の数は20,703,000株です。

5. その他株式移転に関する重要な事項（会社法施行規則第210条第5号）

- (1) 共同持株会社が本株式移転に際して発行する株式は、普通株式70,934,220株です。共同持株会社は、両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における両社の株主に対し、その保有する日精樹脂工業の普通株式1株につき共同持株会社の普通株式2株の割合をもって割当交付し、その保有するTOYOイノベックスの普通株式1株につき共同持株会社の普通株式1.51株の割合をもって割当交付いたしました。
- (2) 共同持株会社は、本株式移転に際して、日精樹脂工業が発行している第1回乃至第15回新株予約権の権利者に対して、その保有する新株予約権1個につき、共同持株会社の第1回乃至第15回新株予約権2個の割合をもって割当交付いたしました。
- (3) 本株式移転の結果、共同持株会社はその設立時において、資本金が300百万円、資本準備金が75百万円、利益準備金が0円となりました。
- (4) 日精樹脂工業及びTOYOイノベックスは、株券を発行しておりませんので、会社法第219条第1項第8号の規定による公告及び各別の通知を行っておりません。
- (5) 共同持株会社の普通株式は、いわゆるテクニカル上場により、2026年4月1日付で株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）プライム市場に上場しました。なお、同年3月30日付で、日精樹脂工業の普通株式は東証プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所プレミアム市場において、TOYOイノベックスの普通株式は東証スタンダード市場において、それぞれ上場廃止となりました。
- (6) 日精樹脂工業は、2026年3月6日付の取締役会決議により、基準時の時点をもって、基準時において保有していた自己株式3,035,655株のうち2,435,655株を消却いたしました。

以上